

大阪市北区役所と株式会社りそな銀行との包括連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と株式会社りそな銀行（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、地域課題の解決を図り、人材育成等の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの業務に支障のない範囲において、次の事項について連携し協力する。

- （1） 金融リテラシー（お金に関する知識や判断力）の向上に関する事
- （2） 空き家対策に関する事
- （3） 街の安心安全に関する事
- （4） 子ども達の健全育成に関する事
- （5） 地域活性化に関する事
- （6） 行政情報の発信に関する事
- （7） その他、双方が必要と認める連携協力に関する事

（対象店舗）

第3条 本協定における乙の対象店舗は、裏面のとおりとする。

（協議事項）

第4条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲と乙が協議するものとする。

2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲と乙が協議するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日より令和8年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

2 本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定書は2通作成し、甲と乙が各自1通を保有する。

令和7年8月6日

甲 大阪府大阪市北区扇町2丁目1番27号
大阪府大阪市北区役所
大阪府大阪市北区長 寺本 譲

乙 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
株式会社りそな銀行
大阪府公務部長 濱本 幹

裏面

対象店舗一覧

支店名	住所
梅田支店	大阪府大阪市北区角田町8番1号
梅田北口支店	大阪府大阪市北区角田町8番1号
南森町支店	大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番6号
天六支店	大阪府大阪市北区浪花町14番25号
堂島支店	大阪府大阪市北区堂島1丁目5番30号
大阪公務部	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号